

平成27年7月17日
裁判所職員総合研修所

総研BCP安否確認方針

1 安否確認報告について

和光市周辺又は現在地において勤務時間外（又は課業時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合に、メールで裁判所職員総合研修所養成課程生及び裁判所職員総合研修所職員は、[]に対し、自己の安否について報告する。

（注）BCPが発動される大規模地震は震度6弱以上であるが、安否確認は念のため震度5強以上で実施する。

2 メールの集約方法

- (1) 書記官養成課程生は[]に、家裁調査官養成課程生は[]にそれぞれメール送信する。
- (2) 裁判所職員総合研修所職員は、[]にメール送信する。
- (3) []は安否確認後、養成課程生又は部下職員の安否等の情報のうち怪我人及び不明者氏名を、取りまとめの上、地震発生後6時間前後を目安に、メールで[]に報告する。
- (4) []は上記(3)を取りまとめ、[]に報告する（[]から[]への報告がない場合は、[]が報告を取りまとめ、[]に報告する。）。
- (5) 職員の(3)以外の安否情報は、[]において取りまとめ、地震発生後8時間前後を目安に[]にメールする。
- (6) 養成課程生の(3)以外の安否等の情報は、[]において取りまとめ、取りまとめができ次第、[]にメールする。
- (7) []は上記(5)(6)について、取りまとめ次第、[]に報告する（[]から[]への報告がない場合は、[]が報告を取りまとめ、[]に報告する。）。

3 養成課程生等のメールアドレスについて

BCP安否確認に関しては、メールアドレスを事前に収集しない。

安否確認に関しては、[]の個人アドレスは事前に開示するが、養成課程生及び部下職員のメールアドレスは収集しない（養成課程生及び部下職員の携帯電話番号に、当局から電話することは可能であり、またSMS（ショートメッセージサービス。電話番号に対しメールするもの。）も通信可能であることから、あえて秘匿性の高いメールアドレスまで取得する必要がないため。）。

4 メールの内容

(1) 養成課程生について

件名欄に、所属、研修生番号、氏名のほか、本人の安否情報、登庁の可否及び現在の居場所を、本文欄には怪我の程度等を記載する。

多数の職員の情報収集を、充電もままならない状況下で、携帯電話のみで行うことから、重要な安否確認のみを対象として実施することとする。その他の情報収集は、電話回線等が復旧した後、行うものとする。

記入方法は、安否については、安全であれば「安」、怪我の場合は「否」と記載し、本文欄に怪我の程度を記載する。登庁の可否は「可」か「不可」を、現在の居場所については、在宅中は「自宅（所在地）」、外にいるときは「外出先（現在地）」等を記載する。

例1 【件名欄】二部2, 1, 総研太郎, 安, 不可, 自宅（横浜市）

例2 【件名欄】一部, 1, 和光花子, 否, 不可, 外出先（千葉市美浜区）

【本文欄】右足骨折 千葉中央病院搬送入院中

例3 【件名欄】調12期, 1, 和光次郎, 安, 可, 寞（和光市）

【本文欄】寮居室の窓ガラス破損

(2) 職員について

件名欄に、所属、氏名のほか、本人の安否情報に加え、登庁の可否、現在の居場所を記載し、本文欄には怪我の程度等を記載する。

記入方法は、安否については、安全であれば「安」、怪我の場合は「否」と記載し、本文欄に怪我の程度等を記載する。登庁の可不可は「可」か「不可」を、現在の居場所については、在宅中は「自宅（所在地）」、外にいるときは「外出先（現在地）」を記載する。

例 総務、和光太郎、安、不可、外出先（大阪市） など